

成田市特定任意接種者子宮頸がん予防ワクチン予防接種費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種の積極的な勧奨の差控えによる影響を鑑み、子宮頸がん予防ワクチン予防接種を受けた特定任意接種者又はその保護者に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより、当該特定任意接種者及びその保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種 ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（同法第2条第1項に規定する予防接種をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチン予防接種 ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種をいう。
- (3) 特定任意接種者 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性で、子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種の対象者でない期間に子宮頸がん予防ワクチン予防接種を受けたものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、令和4年4月1日現在において、本市の住民基本台帳に記録されている特定任意接種者又はその保護者で、当該特定任意接種者が次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、特定任意接種者が本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

- (1) 16歳となる日の属する年度の末日までの間に子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種として3回の子宮頸がん予防ワクチン予防接種を完了していないこと。
- (2) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までの間に日本国内の医療機関で子宮頸がん予防ワクチン予防接種を受け、その費用を負担したこと。
- (3) 第5条第1項本文の規定による申請に係る子宮頸がん予防ワクチン予防接種に要した費用について、他の市町村（特別区を含む。）が実施する

類似の助成を受けていないこと。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項各号を勘案して特に必要と認める者に対して助成をすることができる。

(助成額)

第4条 助成する額は、子宮頸がん予防ワクチン予防接種に要した費用と本市の子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種に係る委託料（当該子宮頸がん予防ワクチン予防接種に要した費用に相当するものであって、助成対象者が子宮頸がん予防ワクチン予防接種を受けた日の属する年度に係るもの）のいずれか低い額とする。

- 2 前項の子宮頸がん予防ワクチン予防接種に要した費用については、3回分を限度とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次条の規定により助成を受けようとする者が同条第1項第1号に掲げる書類を添えることができない場合における助成する額は、15,000円とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、特定任意接種者子宮頸がん予防ワクチン予防接種費助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、第1号に掲げる書類を添えることができないときは当該書類を、公簿等により確認することができるときは第2号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン予防接種に要した費用の領収書
- (2) 住民票の写し
- (3) 母子健康手帳、特定任意接種者子宮頸がん予防ワクチン予防接種医療機関証明書（別記第2号様式）その他の子宮頸がん予防ワクチン予防接種を受けた記録が確認できるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項本文の規定による申請は、令和7年3月末日までにしなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、特定任意接種者子宮頸がん予防ワクチン予防接種費助成決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成の決定を受けた者がいるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

[別記様式 略]